

NEXUS

2021
No.714

6

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- | | |
|---|--|
| 01 ●Opinion
「就任のご挨拶」
株式会社商工組合中央金庫 盛岡支店 支店長 井上 尚洋 氏 | 08 雇用調整助成金・休業支援金の助成内容について
政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の期限延長について |
| 02~13 ●主要記事 | 09 「最低賃金に関する要望」の趣旨説明を実施 |
| 02 新型コロナ対策給付金[月次支援金]の概要 | 10 公正な採用選考の確保に関する履歴書の様式について |
| 03 「事業承継・引継ぎ補助金」公募のご案内 | 11 安定的な雇用の確保等に関する要請書を受理 |
| 04 令和元年度補正・令和2年度補正
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ
【一般型(新特別枠含む)・グローバル展開型】(7次締切分) | 12~13 会員組合実施事業等紹介
会員募集と寄付のお願いについて
(認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構) |
| 05 「持続化補助金(低感染リスク型)」の第2回募集開始 | 14~15 ●岩手県内中小企業概況(4月) |
| 06 令和3年度取引力強化推進事業 公募のご案内 | 16 ●中央会Information/関係機関からのお知らせ |
| 07 令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業のご紹介
盛岡市業界団体等運営支援事業のご案内 | 第46回中小企業団体岩手県大会のご案内(会長表彰募集等)
第73回中小企業団体全国大会のご案内
第44回岩手県中小企業青年中央会通常総会開催のご案内 |

岩手県中小企業団体中央会

<https://www.ginga.or.jp/>

「就任のご挨拶」

株式会社商工組合中央金庫 盛岡支店
支店長 井上 尚洋



この度の春の人事異動により、盛岡支店勤務を拝命し、この程着任いたしました。岩手県中小企業団体中央会様ならびに会員の皆様には、日頃より商工中金に対しまして格別のご支援・ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は神奈川県横浜市の出身でございます。商工中金に入庫後は、東京・秋田・愛媛・大阪の各支店で勤務した他、本部の資産サポート部において、リテール部門の企画等に取り組んでまいりました。また、平成29年4月から2年間、全国中小企業団体中央会に出向させて頂き、政策推進部で勤務しておりました。

東北地方での勤務は秋田支店に続いて2回目となりますが、風光明媚な景観や、美味しい食物、温かい人々等に囲まれた岩手県で働ける喜びを着任直後から強く感じております。これまでの商工中金及び全国中小企業団体中央会での経験を活かし、微力ながら岩手県の皆さまのお役に立てるよう、全力で職務に邁進する所存です。

さて、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、わが国の経済活動は大きく停滞いたしました。緊急事態宣言による営業活動の自粛や入国制限によるインバウンド需要の蒸発により直接的な影響を受けた飲食・宿泊業だけでなく、様々な事業者にも広範な影響が出ました。さらに、在宅勤務や時差出勤といった柔軟な働き方への対応など、中小企業の経営は、従前にも増して多様化が求められております。

このような中、私ども商工中金は、危機対応業務をはじめとする円滑な資金繰り支援に全社を挙げて取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響はまだ予断を許さない状況が続いていますが、「新常态」と呼ばれる新しい生活様式の定着と産業構造の大きな変化も見据えて、真にお客様本位で長期的な視点から、中小企業組合の企業価値向上に貢献してまいります。

そのためにも、地域金融機関や中央会様をはじめとした外部専門機関との連携・協業を密にしながら、お取引先の真のニーズや課題を探求し、当金庫の特長を活かしたソリューションを提供し続けることができるよう、職員一丸となって努力して参ります。

最後に、岩手県中小企業団体中央会様ならびに会員の皆様方の今後の益々のご繁栄を心から祈念いたしますとともに、引き続き、一層のご指導とお力添えをいただきますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。



新型コロナウイルス対策給付金「月次支援金」の概要

経済産業省では、2021年の4月以降の「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。以下、制度の概要を紹介します。支給要件等や申請の手続き等の詳細は経済産業省のホームページをご参照ください。

給付対象者

次の（１）と（２）を満たせば、業種／地域を問わず、給付対象となり得ます。

- （１）「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等の影響」を受けていること。
 ※ 2021年の4月以降に実施される「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」に伴う要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象。
- （２）「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

支給金額

支給金額は、法人と個人の場合とで、以下のとおり上限額が異なります。

中小法人等・・・上限20万円／月

個人事業者等・・・上限10万円／月

■ 給付額の算定

[2019年または2020年の基準月^{*1}の売上] - [2021年の対象月^{*2}の売上]

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月

※2 「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」が実施された月のうち、当該措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で売上が50%以上減少した2021年の月

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に
商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者
(他社を経由して左記事業者へ商品・サービスを提供する事業者含む)

- 1** 日常的に訪れるお店
アパレル店、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など
- 2** 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など
- 3** 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 4** 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 5** 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

- 6** 経営コンサルタントや仕業など専門サービスを提供する事業者
- 7** システム開発などのITサービスを提供する事業者
- 8** 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- 9** 飲料や食料品の卸売を行っている事業者
- 10** 農業や漁業を営んでいる事業者

申請期間

4月分／5月分：2021年6月中旬～8月中旬

6月分：2021年7月1日(木)～8月31日(火)

※ 原則、対象月の翌月から2か月間が申請期間です。

ホームページ

経済産業省ホーム ▶ 新型コロナウイルス感染症関連 ▶ 月次支援金
URL https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html





「事業承継・引継ぎ補助金」公募のご案内

中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取り組みや廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用等を支援する「事業承継・引継ぎ補助金」の公募の申請受付を開始しました。

本補助金は **jGrants を利用して電子申請が必要** となるため、事前に gBizID プライムの取得が必要です。

以下、補助金の概要を紹介します。対象要件や申請手続き等の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

支援対象者

○経営革新型

・事業承継や M&A (事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。) を契機とした経営革新等 (事業再構築、設備投資、販路開拓等) に挑戦する中小企業・小規模事業者。

○専門家活用型

・M&A により経営資源を他者から引継ぐ、あるいは他者に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者。

補助金額・補助率

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額(※廃業を伴う場合)	
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取り組みや廃業に係る費用の補助					
経営革新型	創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
	経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
	M&A型	M&A(株式譲渡、事業承継等)により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助					
専門家活用型		2/3	400万円	200万(売り手のみ)	

補助対象経費

【経営革新型】

	費目名	概要
I. 事業費	人件費	補助対象事業に要する賃金
	店舗等借入費	国内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費・仲介手数料
	設備費	国内の店舗・事務所の工事、国内で使用する機械器具等調達費用
	原材料費	試供品・サンプル品の製作に係る経費(原材料費)
	産業財産権等関連経費	補助対象事業実施における特許権等取得に要する弁理士費用
	謝金	補助対象事業実施のために謝金として依頼した専門家等に支払う経費
	旅費	販路開拓等を目的とした国内外出張に係る交通費、宿泊費
	マーケティング調査費	自社で行うマーケティング調査に係る費用
	広報費	自社で行う広報に係る費用
	会場借料費	販路開拓や広報活動に係る説明会等での一時的な会場借料費
II. 廃業費	外注費	業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費
	委託費	業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費
	廃業登記費	廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士等に支払う作成経費
	在庫処分費	既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費
	解体費	既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体・処分費
	原状回復費	借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用
	移転・移設費用	効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

【専門家活用型】

買い手支援型、売り手支援型(事業費):①謝金、②旅費、③外注費、④システム利用料

売り手支援型(廃業費):①廃業登記費、②在庫処分費(自己所有物)、③解体費(自己所有物)、④原状回復費(借用物)

公募スケジュール

1次公募:2021年6月11日(金)~2021年7月12日(月)

2次公募:2021年7月中旬~2021年8月中旬(予定)

ホームページ

URL: <https://jsh.go.jp/r2h/>
(事業承継・引継ぎ補助金 HP)



URL: <https://gbiz-id.go.jp/top/>
(gBizID)





令和元年度補正・令和2年度補正

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ 【一般型（新特別枠含む）・グローバル展開型】（7次締切分）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。以下、補助要件等の概要をご紹介します。

- 補助上限 [一般型] **1,000万円** [グローバル展開型] **3,000万円**
- 補助率 [通常枠] 中小企業 **1/2** 小規模企業者・小規模事業者 **2/3**
[低感染リスク型ビジネス枠] **2/3**
- 補助要件 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

付加価値額+3%以上/年

給与支給総額+1.5%以上/年

事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円

※新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況を鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引き上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能としています。

【一般型】 補助金額：100万円～1,000万円

中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システムの投資等を支援

【グローバル展開型】 補助金額：1,000万円～3,000万円

中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの）

【公募期間】

公募開始：令和3年5月13日（木）17時～ 申請受付：令和3年6月3日（木）17時～

応募締切：令和3年8月17日（火）17時（7次締切）

※ 6次までの各締切で不採択だった方は、7次締切に再度ご応募いただくことが可能です。7次締切分の採択発表は、9月末を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、7次締切後も申請受付を継続し令和3年度内に以下の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。8次締切分は令和3年11月頃（応募締切）、9次締切分は令和4年2月頃（応募締切）（予定は変更する場合があります）。

【お問い合わせ先】

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がございますので、ご了承ください。

＜ものづくり補助金事務局サポートセンター＞

電話番号：050-8880-4053 受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）

E-mail：monohojo@pasona.co.jp（公募要領に関するお問い合わせ）

monodukuri-rl-denshi@gw.nsw.co.jp（電子申請システムの操作関係）

ものづくり補助金総合サイト（ホームページ）：<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>





「持続化補助金(低感染リスク型)」の第2回募集開始

中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」の第2回公募の申請受付を開始しました。以下、補助金の概要を紹介します。対象要件や申請手続き等の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

補助対象者

日本国内に所在する**小規模事業者（個人、又は日本国内に本店を有する法人）**等*であることが必要です。

※ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）に基づき、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断します。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ・個人事業主（商工業者であること） ・一定の要件を満たした特定非営利活動法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者 ・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体等

補助対象事業

対象事業は「**ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業**」です。

補助率

3 / 4

補助上限額

100万円

補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費（オンラインによる展示会等に限る）、④開発費、⑤資料購入費、⑥雑役務費、⑦借料、⑧専門家謝金、⑨設備処分費、⑩委託費、⑪外注費、⑫感染防止対策費*

※ 感染防止対策費は、補助金総額の1/4（最大25万円）が上限。ただし、緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者は、補助金総額の1/2（最大50万円）に上限を引き上げ。なお、補助上限額100万円に上乗せして交付されるものではありません。また、感染防止対策費のみを補助対象経費に計上した申請はできません。

募集スケジュール

第2回受付締切：2021年7月7日（水） ⇒ 第3回締切：9月8日（水） ⇒ 第4回締切：11月10日（水）
⇒ 第5回締切：2022年1月12日（水） ⇒ 第6回締切：2022年3月9日（水）

ホーム
ページ

令和2年度第3次補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>
URL <https://www.jizokuka-post-corona.jp/>





令和3年度取引力強化推進事業 公募のご案内

本会では、取引力強化推進事業の公募を行っております。当事業は、中小企業者・小規模事業者の取引力強化を図るために組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して支援を行う事業です。

補助対象者

- ① 組合員の1/2以上が小規模事業者*の事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- ② 企業組合
- ③ 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下又は組合員の3/4以上が協業実施直前において小規模事業者*であったもの。
- ④ 事業協同組合連合会であって、会員組合の組合員の総数のうち、1/2以上が小規模事業者*であるもの。

*小規模事業者…常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人

補助金額・補助率

補助金額の上限30万円(下限金額10万円)、補助対象経費(税抜)の2/3を助成

対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

募集期間

5月21日(金)～7月9日(金)

申請書類の提出方法

申請書類一式をご郵送かご持参頂きます。(※応募様式は本会ホームページからダウンロードできます) 詳細につきましてはお問合せ頂きますようお願い致します。

○担当：連携支援部 TEL：019-624-1363

ホームページ

<https://www.ginga.or.jp/info/7852>



過年度取組事例





令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業のご紹介

全国中央会では、新たな活路の開拓、単独では困難な問題の解決などを図る組合等の取り組みを支援する「令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業」の**第3次募集(令和3年7月16日(金)～令和3年8月13日(金)必着)**が開始されます。

本事業への応募は、全国中央会へ直接提出することとなっておりますが、岩手県中央会と致しましては、本県の組合等の助成事業の応募に際し、多くの助成希望が受け入れられるよう、その計画書作成等の支援を行うこととしておりますので、応募をご検討の際は事前にご相談をいただきますようお願い致します。

詳細は、下記サイトをご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/josei/kadai/kadaitaiou-index.html>



I 中小企業組合等活路開拓事業

○活路開拓事業

専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取組みを補助します。

大規模・高度型	補助額	上限：2,000万円 下限：100万円	通常型	補助額	上限：1,200万円 下限：100万円
	補助率上限	6/10		補助率上限	6/10

○展示会等出展・開催事業

国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。(商品等の販売を伴う出展・開催は不可)

補助額	上限：1,200万円、 下限：なし	補助率上限	6/10
-----	----------------------	-------	------

II 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークシステムの開発、開発のための計画立案やRFP(提案依頼書)策定を支援します。

大規模・高度型	補助額	上限：2,000万円 下限：100万円	通常型	補助額	上限：1,200万円 下限：100万円
	補助率上限	6/10		補助率上限	6/10

盛岡市業界団体等運営支援事業のご案内

盛岡市において、中小企業組合等が取り組むコロナ対策についての支援事業が昨年度に引き続き予算措置され、本会ではこの補助金を活用し会員組合等に対して助成を行います。事業の概要は以下のとおりとなります。

■助成の対象となる団体(商店街組合等は市商連が窓口)

- ・盛岡市に所在する中小企業組合等で今後も継続して活動することが見込まれる団体

■助成の対象となる事業・経費

- 中小企業組合等が行うコロナ予防対策に係る経費(組合員のための予防対策も含む)
 - 中小企業組合等が行う組合員の売上減少緩和等に係る取り組み経費 …など
- <取り組みの例> ・構成員にアルコール消毒液○本、非接触体温計○本を配布。 ・コロナ対策に係る共通ステッカーを作成し組合員に配布。 ・売上減少対策として勉強会を開催。 …など

■助成率：10/10 (国・県・市の他補助金や助成金と対象経費が重複した申請はできません。)

■助成額の上限：①、②のいずれか低い方を上限とします。

- ①定額(1団体当たり)100,000円+組合員数割分(20,000円×「盛岡市内組合員数」) / ②100万円

■事業実施期間等

交付申請期限：令和3年11月30日まで(現在交付申請受付中) ※予算に達し次第、申請書の受付を終了します。

事業期間：令和3年4月1日～12月31日(12月31日までに支払った経費が対象)

実績報告期限：令和4年1月31日

■申請書類は、岩手県中小企業団体中央会のホームページからダウンロード可能。

<https://www.ginga.or.jp/info/7858>



■問い合わせ先(申請書等送付先)「盛岡市のコロナ補助金の件」とお伝えください。

岩手県中小企業団体中央会 TEL：019-624-1363 〒020-0878 盛岡市肴町4-5 カギヤ肴町ビル2階



雇用調整助成金・休業支援金の助成内容について

新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が減少しても企業が休業させるなどして雇用を維持した場合に、休業手当等の一部を助成する現行の「雇用調整助成金」特例措置について、**7月末まで延長**となりました。

また、休業手当が支払われない人を支援する「休業支援金」の申請期限は**令和3年5月末から令和3年7月末まで延長**となりました。詳細は下記のサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18923.html



https://www.mhlw.go.jp/stf/r307cohokokurei_00001.html



雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

		～4月末	5月・6月・7月
中小企業	原則的な措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5 (10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型コロナウイルス等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)

※重点措置区域は、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置終了月の翌月は当該翌月に存在する地域特例が適用され、翌々月は原則的な措置が適用される。

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

休業支援金等

		休業期間	変更前	変更後
中小企業	令和2年4月～9月	令和3年5月末 ※下記①に該当する方	令和3年7月末	
	令和2年10月～12月	令和3年5月末	令和3年7月末	
	令和3年1月～4月	令和3年7月末	(変更なし)	
	令和3年5月・6月	令和3年9月末	(変更なし)	
大企業	令和2年4月～6月 令和3年1月～4月※ ※一部都道府県は令和2年11月以降の時短要請期間も対象	令和3年7月末 ※下記②に該当する方	(変更なし)	
	令和3年5月・6月	令和3年9月末	(変更なし)	

①令和2年10月30日公表のリーフレットの対象となる方(下記のいずれかに該当する方)

- ・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方。
- ・ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合。
- ・上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確(「週〇日勤務」など)であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合。

②労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の期限延長について

新型コロナウイルスにより影響を受けた事業者に対する、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資について、**申込期限が延長**となりました。

昨年12月の経済対策において「**当面今年前半まで**」とされている申込期限について、今般、足下の感染状況や資金繰りの状況を踏まえて「**当面年末まで**」継続となります。詳細は下記のサイトをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210525001/20210525001.html>



	日本公庫(中小事業)	商工中金(危機対応融資)	日本公庫(国民事業)
要件 支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少すること。 ①▲5%であれば、 低利融資 当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率 ※中小企業・危機対応：1.11%→0.21%、国民事業：1.26%→0.36% ※令和3年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ②さらに以下の要件を満たせば、 利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資 小規模の個人事業主：▲5% 小規模の法人：▲15% その他：▲20%		
貸付期間(措置期間)	設備資金20年以内、運転資金15年以内(措置期間は最大5年)		
上限額 (併用可)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	6,000万円(実質無利子) 8,000万円(融資枠)
期限	当面今年前半まで→ 当面年末まで継続(今回の措置事項)		



「最低賃金に関する要望」の趣旨説明を実施

全国中小企業団体中央会（森洋会長）では、日本商工会議所（三村明夫会頭）及び全国商工会連合会（森義久会長）と共同でとりまとめた「最低賃金に関する要望」（令和3年4月15日策定）について、令和3年5月中旬以降、政府及び関係大臣に対し、以下のとおり趣旨説明を実施しています。

実施日	説明先
6月4日（金）	菅内閣総理大臣
5月27日（木）	西村内閣府特命担当大臣
5月18日（火）	田村厚生労働大臣
5月17日（月）	加藤内閣官房長官
5月11日（火）	梶山経済産業大臣



菅総理大臣への説明の様子

6月4日（金）、首相官邸で行われた菅内閣総理大臣への趣旨説明に際しては、全国中小企業団体中央会の森会長、日本商工会議所の三村会頭、全国商工会連合会の森会長が出席し、「現下の経済情勢においては、現行水準を維持すべき」という主張を伝えました。

中小企業三団体連名による「最低賃金に関する要望」 ～コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を～

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界経済は甚大な影響を受けており、わが国においても足下の景況感は極めて厳しく先行きの見通しも立たない、まさに危機的な経済情勢が続いている。過去の震災や近年の台風等の自然災害を受けた地域を含め、多くの企業が苦境の中でギリギリの経営努力を続けている。しかし、緊急事態宣言が再発出・延長されたことで、特に飲食業では営業時間の短縮要請、観光産業ではGoToトラベルの一時停止により、関連する業種の企業も含め、昨年度以上に厳しい業況の企業が多い。また、昨年に休廃業・解散した企業は約5万件と前年比14.6%増えたとの調査結果もあることから、今後も倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念される。

一方、最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、政府方針により、明確な根拠が示されないまま、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える3%台の大幅な引上げが2016年から2019年まで4年連続で行われてきた。昨年度の全国加重平均額はコロナ禍により1円の引上げであったが、現在の「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針を踏まえると危機的な経済情勢であるにも関わらず、再び中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないかと、といった不安の声が多く聞かれている。

政府はこれまで各種給付金や雇用調整助成金等の支援策を総動員し、中小企業・小規模事業者の「事業の存続」と「雇用の維持」を強力に支えてきた。こうした中、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げるとは、一連の政策効果を打ち消し、中小企業・小規模事業者を更なる窮状に追い込むことが強く懸念される。こうした現状認識のもと、われわれ中小企業三団体は、今年度の審議にあたり、政府に対して下記を強く要望する。

- ① 企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、**現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。**
- ② 最低賃金は、法が定める三要素に基づき、**明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。**コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業・小規模事業者の資金繰りや事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むべきであり、**今年度は足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すること。**
- ③ 余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、**政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。**



公正な採用選考の確保に関する履歴書の様式について

厚生労働省では、これまで公正な採用選考を確保する観点から、一般財団法人日本規格協会が J I S 規格の解説の様式例において示していた履歴書の様式例の使用を推奨していましたが、令和2年7月に J I S 規格の解説の様式例から履歴書の様式例を削除したことを受け、新たな履歴書様式例が作成されました。

本稿では、その変更点についてご紹介します。採用選考時に使用する履歴書の様式については、本様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をお願いします。また、履歴書の様式に本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点に特にご留意をお願いします。

変更点（従来の様式例と異なる点）

1. 性別欄は任意記載欄となります。
2. 「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の4項目は設けないこととなりました。

「性別欄」について

- ・ 性自認の多様な在り方に対応するため、〔男・女〕の選択ではなく任意記載欄となりました。
- ・ 応募者が記載したい内容で記載することが可能となります。記載を希望しない場合は、未記載となる場合があります。

【様式例を活用する際の留意点】

- ・ 性別の把握が必要な場合*に、面接等で適切な方法により確認する事は可能です。性別の確認が必要な場合には、理由を説明し、応募者本人の十分な納得の上で行うようお願いします。性別の回答を強要することのないようご配慮をお願いします。
※ 坑内業務の一部等制度上特定の性別の者を就業させることができない場合や、女性活躍推進法の規定に基づき一般事業主向上計画の策定のための把握・分析等のため、男女別の採用における競争倍率を把握する必要がある場合等
- ・ 性別欄の記載内容や、未記載であることで採否を決めることはしないようお願いします。

「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の4項目について

- ・ 上記4つの欄は、特に応募者のプライバシーの要素が非常に高い情報であることなどを踏まえ、あらたな履歴書の様式例では項目欄として設けないこととなりました。
- ・ なお、下記の①～⑤の事項に関連して、上記4つの情報を把握していた場合には、公正な採用選考に留意した上で、質問例を参考に面接時等に確認するようにしてください。

①超過勤務・休日出勤関係、②緊急対応関係、③配置先関係、④転勤関係、⑤その他

【参考】面接時に確認する際の質問例（一部抜粋）

①超過勤務・休日出勤関係

- ・ 当社では時期により早朝出勤、深夜までの残業、休日出勤をお願いする場合がありますが、対応は可能でしょうか？また、対応ができない場合、朝何時から、また夜は何時頃までであれば勤務が可能でしょうか？

②緊急対応関係

- ・ ○○により当番制でオンコール対応(○○分以内の出勤)がありますが、対応は可能でしょうか？

詳細については、下記の厚生労働省 HP「公正な採用選考の基本」をご覧ください。
新しい履歴書様式例や変更点の詳細についても、こちらからダウンロードが可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>

(右の QR コードからもアクセスできます)





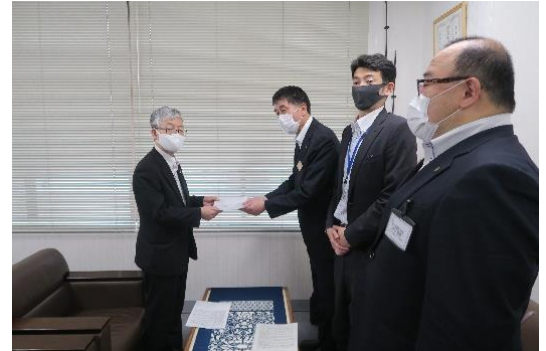
安定的な雇用の確保等に関する要請書を受理

5月21日(金)、岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 安藤知行室長、盛岡市商工労働部 赤坂國彦部長、岩手労働局職業安定部 和田英人部長が来会し、3機関連名による「安定的な雇用の確保等に関する要請書」を菅原専務理事が受理した。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国内経済は自粛や休業に伴う消費の落ち込みから、特に中小企業・小規模事業者にとっては事業存続に関わる事態が生じ、雇用の維持・確保が強く危惧される状況にある。

また、本年3月1日から障がい者の法定雇用率の引き上げに伴い、障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現に向けて、雇用の場を確保する必要がある。

このような社会状況を踏まえ、安定的な雇用の確保等に向け、以下の項目について要請を受けたものである。



安定的な雇用の確保等に関する要請書(項目)

1. 新規学卒者の採用枠の確保

岩手の未来を担う若者を育成するという認識のもと、早期の求人票の提出及びオンラインを活用するなど新規学卒者に対する十分な会社側からの説明機会の確保、適正な採用選考活動を通じて、引き続き新規学卒者の積極的な採用に努められたいこと。

2. 安定的な雇用の確保

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の回復と震災からの復興にとって、雇用の維持・確保は極めて重要であるという認識のもと、雇用調整助成金等を活用し、安定的な雇用の確保に努めて頂くとともに、支給要件が緩和されたキャリアアップ助成金を活用するなど、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に努められたいこと。

3. 多様な人材の雇用の場の確保

若者、女性、高齢者、障がい者等働く意欲のある全ての者が、その能力を生かして希望する仕事に就き、地域において自立して生活していける社会を実現するという認識のもと、多様な人材の雇用の場の確保に努められたいこと。また、就職氷河期世代については、令和四年度までの国の支援プログラムにより、集中的に支援を行っているところであり、貴団体におかれましても積極的な取組に努められたいこと。

4. 女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保

女性が仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることができるようにするために、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるような雇用環境の整備に努められたいこと。

5. 働き方改革に向けた取組の推進

仕事と生活の調和や生産性の向上を推進することは、地域の社会経済の維持、発展にも資するという認識のもと、各職場において、在宅勤務などテレワークの導入・実践や時差出勤の奨励を通じて人と人との接触を低減する取組を行うとともに、労働者との積極的なコミュニケーションに努められたいこと。また、長時間労働の是正や労働法令等に定める休暇制度の周知、休暇の取得推進など、労働環境の改善に向けた積極的な取組に努められたいこと。

令和3年5月21日

岩手労働局長 稲原 俊浩
岩手県知事 達増 拓也
盛岡市長 谷藤 裕明

会員組合実施事業等紹介

岩手県印刷工業組合 ～コロナ禍における新事業展開セミナーを開催～

岩手県印刷工業組合（斎藤誠 理事長）では、アフターコロナにおける地域産業の持続可能性に関するセミナーを開催した。

民間では県内初となる PCR 検査の受託事業を展開する株式会社セルスペクト（盛岡市）代表取締役 CEO である岩渕拓也氏を講師に、5月21日（金）にホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングで行われた。

研修では、最新のコロナ知見とともに、新事業立ち上げにまつわる苦労話や今後の展開等を中心に講義が行われ、参加した組合員及びその従業員は皆熱心に受講していた。



高田松原商業開発協同組合 ～コロナ禍における販売促進研究会を開催～

高田松原商業開発協同組合（伊東孝 理事長）では、5月24日（月）、新しい街づくりの進展や昨年来の新型コロナウイルスの影響等、商業環境が変化する中、「With コロナ時代の経営手法～売上アップの4つの視点～」と題し研修会を開催した。

Web 会議システム Zoom を活用し、(株)船井総合研究所 チーフ経営コンサルタント 丹羽英之氏を講師に迎え、消費者心理、購買行動に変化が生じ、店舗運営にも制約がある中、売上を確保、拡大していくための手法等について解説を得た。

共同店舗への来店客を各個店に誘導し、顧客化していくための接客、売り場構成、陳列や顧客とのコミュニケーションツールの活用方策等について、取り組み事例等を交えた解説に出席者は熱心に耳を傾けた。



東北アグリーメント協同組合 ～ビジネスアイデア発想法研修会を開催～

東北アグリーメント協同組合（千葉繁 理事長）では、5月27日（木）秋田県鹿角市の「ホテル和心の宿姫の湯」において、組合通常総会終了後に組合員等出席者 35 名のもと研修会を開催した。

当組合は、外国人技能実習生共同受入事業のほか共同購買事業を行っており、組合員は縫製業のほか農業・建設業などの異業種で構成されているため、コロナ禍における組合員共通の経営課題に対応した研修を行った。

研修会は、講師に中小企業診断士で（一社）秋田県中小企業診断士協会会長の佐瀬道則氏を迎え、「俺（オラ）の会社は大丈夫か・・・？～「ビジネスアイデア」はあなたの発想～」と題し、発想力の養い方から、発想の技術「創法」や、「オズボーンのチェックリスト法」「マトリックス法」などビジネス発想の手法、また、コロナ禍の中売り上げを伸ばしている事例の紹介など、ウィズ・アフターコロナを見据え、今後のビジネス展開を検討する際の参考となる内容であった。



岩手県室内装飾事業協同組合 ～高所作業車特別教育講習会を開催～

岩手県室内装飾事業協同組合（細野呼攸 理事長）では、6月4日（金）ビッググループ滝沢にて安全衛生吉田事務所の吉田多加司氏を講師に迎え、高所作業車特別教育講習会を開催した。

高所作業車は、高所における工事、点検、補修等の作業に幅広く使用されており、そのため運転の誤操作による激突、はさまれ、高所における架空電線による感電などの災害が多発している。

前半の部では、事故を未然に防ぐために、高所作業車の作業に関する装置の構造及び取り扱いや運転に必要な知識、その他労働安全衛生法について解説して頂いた。

後半の部では、高所作業車の装置の操作について、実際に高所作業車に乗り込み、装置の操作方法や操作している際に注意すべき点を解説して頂いた。



認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構 会員募集と寄付のお願いについて

■ 更生保護就労支援事業

当機構は、法務省の更生保護被災地域就労支援対策強化事業を受託し、岩手県更生保護就労支援事業所を設置し、保護観察等を受けている人達の社会復帰、就労支援を行っています。

この事業に協力して頂ける会員、協力雇用主を募っております。社会の安全・安心と、犯罪をした人の社会復帰のための雇用に皆様のお力添えをお願い致します。

■ 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

■ 国の奨励金制度

協力雇用主になって頂き、保護観察者等の雇用に協力頂いた場合は、国等から奨励金の給付や損害を補償する身元保証制度などの援助制度があります。又、建設工事入札の際、協力雇用主への優遇制度のある地方自治体もあります。

■ 寄付のお願いについて

当機構は、令和2年1月に岩手県から「認定NPO法人」として更新が認められ、当機構に寄附した個人・法人に対し確定申告の際、税額控除、損金計上等の優遇措置を受けられることになっております。頂いた寄附金は社会復帰しようとする人達の就労支援事業に活用させて頂きます。宜しくご協力をお願い申し上げます。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第71回 社会を明るくする運動

7月1日「社会を明るくする運動」参加券
参加券は無料です。
お問い合わせ 019-681-7941

【お問い合わせ先】

認定NPO法人 岩手県就労支援事業者機構

〒020-0887 岩手県盛岡市上ノ橋町1-50

☎ 019-681-7940 / Fax 019-681-7941

Mail: iwate-syurousien@woody.ocn.ne.jp

https://iwate-shien-kiko.or.jp/





1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和3年5月25日発表)

海外経済の回復に伴う半導体・電子部品、自動車関連の業種や巣ごもり需要の恩恵を受けている食料品、紙加工品等の業種が牽引し、生産活動や消費活動は好転がみられる。一方で新型コロナウイルスの収束は依然として見えず、収益面や資金繰り面で引き続き悪影響を受けている。新型コロナウイルスの影響を強く受けている業種の企業に加え、原材料・部品の調達不安、一部の地域でのまん延防止等重点措置の適用等もあり、先行きを不安視する声が多く寄せられており、人員削減や廃業を検討する企業も引き続き見られる。

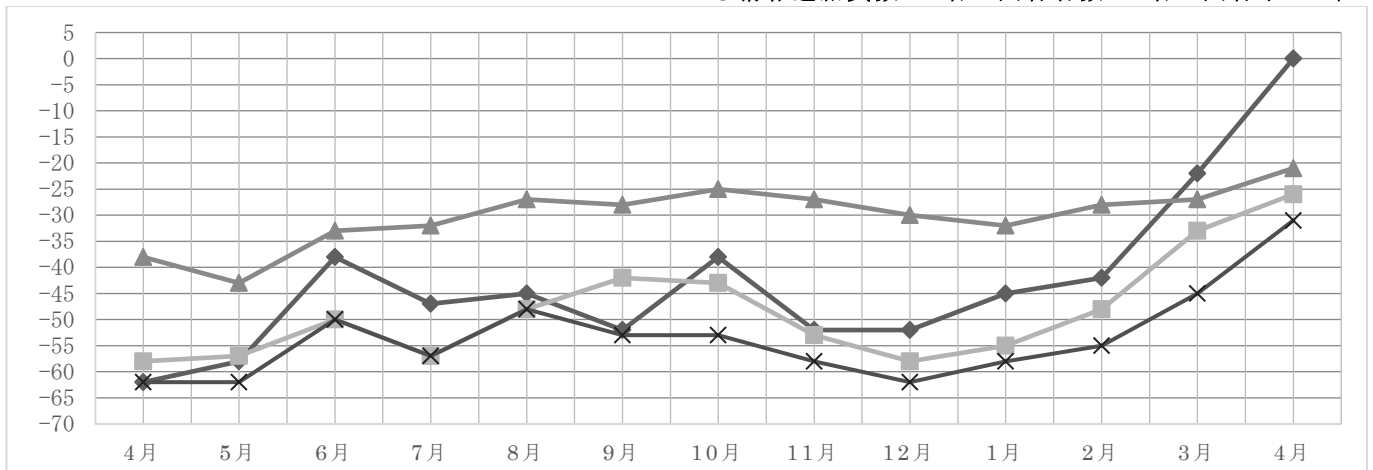
2. 景況天気図（県内）…令和3年3月と令和3年4月のDI比較

令和3年 4月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	3月	4月	前月比	3月	4月	前月比	3月	4月	前月比	
売上高	△ 22	0	22P ↗	0	0	0P →	△ 33	0	33P ↗	10~29
在庫数量	△ 17	△ 10	7P ↘	△ 19	△ 10	9P ↘	△ 14	△ 10	4P ↘	△9~9
販売価格	△ 5	△ 3	2P ↗	△ 10	△ 5	5P ↗	△ 3	△ 3	0P →	
取引条件	△ 17	△ 10	7P ↗	△ 10	△ 10	0P →	△ 21	△ 11	10P ↗	△10~△29
収益状況	△ 33	△ 26	7P ↗	△ 24	△ 25	1P ↘	△ 38	△ 26	12P ↗	
資金繰り	△ 27	△ 21	6P ↗	△ 33	△ 30	3P ↗	△ 23	△ 16	7P ↗	△30~△49
設備操業度	△ 14	△ 20	6P ↘	△ 14	△ 20	6P ↘	—	—	—	
雇用人員	△ 8	△ 7	1P ↗	△ 5	△ 5	0P →	△ 10	△ 8	2P ↗	△50以下
業界の景況	△ 45	△ 31	14P ↗	△ 38	△ 35	3P ↗	△ 49	△ 29	20P ↗	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…令和2年4月～令和3年4月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



令和3年4月DI 《 ◆…売上 0 ■…収益 -26 ▲…資金繰り -21 ×…景況 -31 》

Ⅲ. 各業種の概況（県内）…令和3年4月分

◇パン製造業

リテールで売上が増加、減少と2極に分かれたが増加事業所でも見通しは厳しい。輸入小麦の政府売り渡し価格の引き上げが悩ましい。

◇酒製造業

コロナ感染の影響が甚大で状況悪化の一途をたどり、先行きが全く読めない。

◇菓子製造業

観光地の人出が少なく、土産品の動きは鈍い状況である。

◇めん類製造業

緊急事態宣言の影響で観光地等の売上が確保できず、更に巣ごもり需要も殆ど無くなり、引き続き厳しい経営環境の変化に対応せざるを得ない。

◇チップ製造業

広葉樹は前年の大幅な出荷制限が緩和され、一昨年並みに戻ったが、針葉樹はバイオマス材との競合もあり、まだ回復していない。

◇一般製材業

米国、中国等の需要増による外材の入荷量の減少、カナダ材、米松等の価格高騰の影響で、国産材への代替需要が発生している。

◇家具・装備品製造業

3度目の緊急事態宣言により百貨店等への人出が制約され、本格回復への道筋は見えない。

◇印刷業

コロナ禍の影響が未だに表われている。

◇銑鉄鋳物製造業

公共工事が減少し、上下水道関連の鋳物部品需要は低迷。一方、トラック等大型自動車、建設機械、ロボット関係部品の受注がさらに増えている。

◇金属製品製造業

熟練技能者の離職等もあり今後には備えての人材確保が課題になりつつある。

◇野菜果実卸売業

入荷は好調であったが、野菜の単価が大きく下落し、取扱金額は前年を下回った。

◇燃料小売業

暖房需要期のピークを過ぎ、需給緩和を主要因に下落基調に入ってきている。

◇酒・調味料小売業

飲食店への酒類の納入は厳しい状況が続き、酒類消費の回復は一向に見えない。

◇自転車小売業

新生活需要も一段落し、来月からは減少していくと思われる。

◇農機具小売業

農家戸数の減少、後継者不足等により不透明な状況が続いている。

◇野菜・果実小売業

県内の感染者拡大傾向で今後の見通しは不透明、巣ごもり特需等の期待は見られずスーパー関係での苦戦が囁かれている。

◇食肉小売業

ホテル、飲食店等への卸売事業が昨年12月以降ストップ状態の所もあり、売上が落ち込む一方、かかる経費は依然と同じで資金繰りに苦慮している。

◇各種商品小売業

コロナ拡大・クラスター発生の報道により、高齢者の飲食店利用は激減し、平日の客数減になっている。また学校関係のクラスター発生の影響は、飲食店のファミリー客利用の減少にも現れ、回復基調にあった飲食店は再び落ち込む。

◇商店街（盛岡市）

冬場は新型コロナウイルスの影響で自粛ムードが高まっていたが、長期化から外出が多くなり、春の訪れとともに来街者数が戻ってきている。

◇自動車整備業

自動車技術の電子制御化等の著しい進展に対応した設備投資が必要となり、事業を取り巻く環境は厳しい。

◇旅館業

県の割引支援「いわて旅応援プロジェクト」が開始、「いわて応援クーポン」もあり、飲食・物販等、幅広い業種への波及効果を期待したい。

◇旅行業

不要不急の帰省や旅行などの自粛要請の継続中は殆ど需要がない。地元旅行会社は、何ら打つ手なしの状況が続いている。

◇建物サービス業

新年度が始まったが、イベントに関する業務は早くもキャンセルが相次いでいる。

◇土木工事業

受注の端境期でもあるが件数が圧倒的に少ないため競争激化となっている。

◇板金工事業

業者によって格差が出てきているように見える。

◇一般乗用旅客自動車運送業

売上が大幅な落ち込みとなっており、新型コロナウイルスの影響が深刻なまま継続している。

第 46 回中小企業団体岩手県大会のご案内

下記日程にて、第 46 回中小企業団体岩手県大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

- 開催日時 令和 3 年 9 月 22 日 (水) 14:00 ~
- 開催場所 メトロポリタン盛岡ニューウイング 4F「メトロポリタンホール」
(盛岡市盛岡駅前北通 2-27 TEL: 019-625-1211)

本大会に伴う組合功労者表彰の推薦並びに大会議案の提出をお願い申し上げます。推薦要領等の詳細につきましては、先にお送りしました「第 46 回中小企業団体岩手県大会開催に伴う組合功労者表彰の推薦並びに大会議案の提出について」をご覧ください。

※大会全体の詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

○担当：統括管理部 TEL: 019-624-1363

第 73 回中小企業団体全国大会開催のご案内

下記日程にて、第 73 回中小企業団体全国大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

- 開催日時 令和 3 年 11 月 25 日 (木) 14:00~16:30
- 開催場所 パシフィコ横浜 国立大ホール (横浜市西区みなとみらい 1-1-1)
- 大会内容 祝辞、議事、表彰式、大会宣言

※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

○担当：企画振興部 TEL: 019-624-1363

第 44 回岩手県中小企業青年中央会通常総会開催のご案内

下記日程にて、第 44 回岩手県中小企業青年中央会通常総会を開催致します。

- 開催日時 令和 3 年 7 月 20 日 (火) 14:00 ~ 17:00
- 開催場所 アートホテル盛岡 (旧：ホテル東日本盛岡) 3 階「鳳凰の間」
- 開催内容

(1) 通常総会 (14:00~15:00)

(2) 青年部講習会 (15:00~17:00)

講演：「アフターコロナを生き抜く、スポーツが育む経営の力」(仮)

講師：岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 特命課長 三ヶ田 礼一 氏

(講師経歴)

1967 年 (昭和 42 年) 1 月 14 日岩手県安代町生まれ。青森県東奥義塾高等学校から明治大学へ進学後 1989 年リクルート入社。その後安比総合開発 (現岩手ホテル&リゾート) に転籍し、2007 年から岩手県教育委員会事務局スポーツ振興課勤務。

現在は岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課特命課長を務める。1992 年のアルベールビルオリンピック冬季大会においてノルディック複合団体で荻原健司、河野孝典とともに金メダルを獲得。1994 年にはリレハンメルオリンピックの日本選手団旗手を務める。同年 3 月に競技スキーから引退。後進指導に尽力するとともに、長野・トリノ・バンクーバーオリンピックではノルディック複合競技のテレビ解説者としても活躍。

○担当：企画振興部 TEL: 019-624-1363

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和3年5月分

■岩手県中央会主な実施事業等		5月20日	いわての物産展等実行委員会
5月14日	中央会理事会		岩手県刑務所出所者等就労支援事業協議会・推進協議会
■関係機関・団体主催行事への出席等		5月21日	ふるさといわて定住財団理事会
5月11日	岩手県発明協会監査会	5月24日	岩手県信用保証協会理事会
5月15日	自民党岩手県支部連合会との政策懇談会	5月31日	岩手県デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた検討会
5月20日	いわて6次産業化推進協議会総会		